

参考資料（茨城県と事前協議中）

（別記様式第 1 号）

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	茨城県守谷市

守谷市鳥獣被害防止計画（案）

<連絡先>

担 当 部 署 名 生活経済部経済課
所 在 地 茨城県守谷市大柏 9 5 0 - 1
電 話 番 号 0 2 9 7 - 4 5 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 2 9 7 - 4 5 - 5 7 0 3
メールアドレス keizai@city.moriya.ibaraki.jp

- （注） 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, カラス, アライグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	守谷市（市内全域）

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	被害面積 66a 被害金額 696千円
カラス	牛	被害面積 — 被害金額 —
アライグマ	野菜類	被害面積 — 被害金額 —

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

【イノシシ】 河川周辺の農地を中心に、イノシシによる農作物の食害が春から秋にかけて発生しているため、稲作の減収や農家の所得の低下、生産意欲の低下が懸念されている。 【カラス】 WCSロールへのいたずらによる品質低下や、哺乳牛の負傷、家畜への伝染病を媒介する懸念がある。 【アライグマ】

河川付近の農地において、局所的に野菜類の食害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元度）	目標値（令和5年度）
被害面積 （a）	66a	52a
被害金額 （千円）	696千円	556千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市内の猟友会の会員の協力を得て、通年でイノシシの捕獲を実施。	イノシシの野鳥の猟をしていた者が多く、捕獲経験が少ないため捕獲者の技術の向上が必要。
	市内の猟友会の会員の協力を得て、狩猟期に牛舎周辺のカラスの追い払いを実施。	追い払いに慣れると効果が低くなる。 猟友会の会員と協議し、効果的な捕獲方法を検討する。
	アライグマは、職員が箱わなを設置し、捕獲を実施。	箱わな設置個数が少ないため、猟友会と連携し、箱わな個数を増やし設置箇所を増やすことが必要。
	狩猟免許の新規取得の経費に対し、市から補助を実施。	人材確保及び養成が必要。
防護柵の設置に関する取組	イノシシに対する防護柵を各農家等が個別に設置。	河川付近の田畑に被害があるため、河川に沿うように広範囲での防護柵の設置が必要とである

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

- ① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。
- ② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ③ 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上を図る。
- ④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。
- ⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。
- ⑥ 増加傾向にあるイノシシの被害は、補助事業等を活用して防護柵を設置して防護対策の推進を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃器及びわなによる捕獲を実施しており、市内の猟友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊を編成して捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、カラス、アライグマ	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を猟友会と共有することによって、担い手の確保を推進する。
令和4年度	イノシシ、カラス、アライグマ	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を猟友会と共有することによって、担い手の確保を推進する。
令和5年度	イノシシ、カラ	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する

	ス、アライグマ	担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を猟友会と共有することによって、担い手の確保を推進する。
--	---------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	対象鳥獣の捕獲は、その年度ごとに農作物の被害状況、捕獲実績をもとに、適正に実施する。
②	イノシシは、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して行う。 《過去の捕獲実績》 平成29年度 1頭 平成30年度 14頭 令和元年度 27頭
③	カラスについては、被害状況に応じて追い払いを実施する。追い払いの効果が低い場合には、捕獲を検討する。
④	アライグマは、「茨城県アライグマ防除計画」に留意し、農作物被害の他、生活環境への被害も勘案して捕獲を実施する。 《過去の捕獲実績》 平成30年度 14頭 令和元年度 14頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲は、以下のとおり実施する。 【イノシシ】

- ① 捕獲方法 わなによる捕獲
- ② 捕獲時期 通年
- ③ 捕獲場所 守谷市全域

【カラス】

- ① 捕獲方法 猟銃による追い払い（状況により猟銃による捕獲）
- ② 捕獲時期 通年
- ③ 捕獲場所 守谷市全域

【アライグマ】

- ① 捕獲方法 わなによる捕獲
- ② 捕獲時期 通年
- ③ 捕獲場所 守谷市全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	【許可権限移譲済み】 イノシシ, ミヤマガラス, ハシボソガラス, ハシブトガラス, アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。	イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ カラス アライグマ	被害の発生する地域に、被害防止方法のチラシを配布するとともに、農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。
令和4年度	イノシシ カラス アライグマ	被害の発生する地域に、被害防止方法のチラシを配布するとともに、農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。
令和5年度	イノシシ カラス アライグマ	被害の発生する地域に、被害防止方法のチラシを配布するとともに、農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

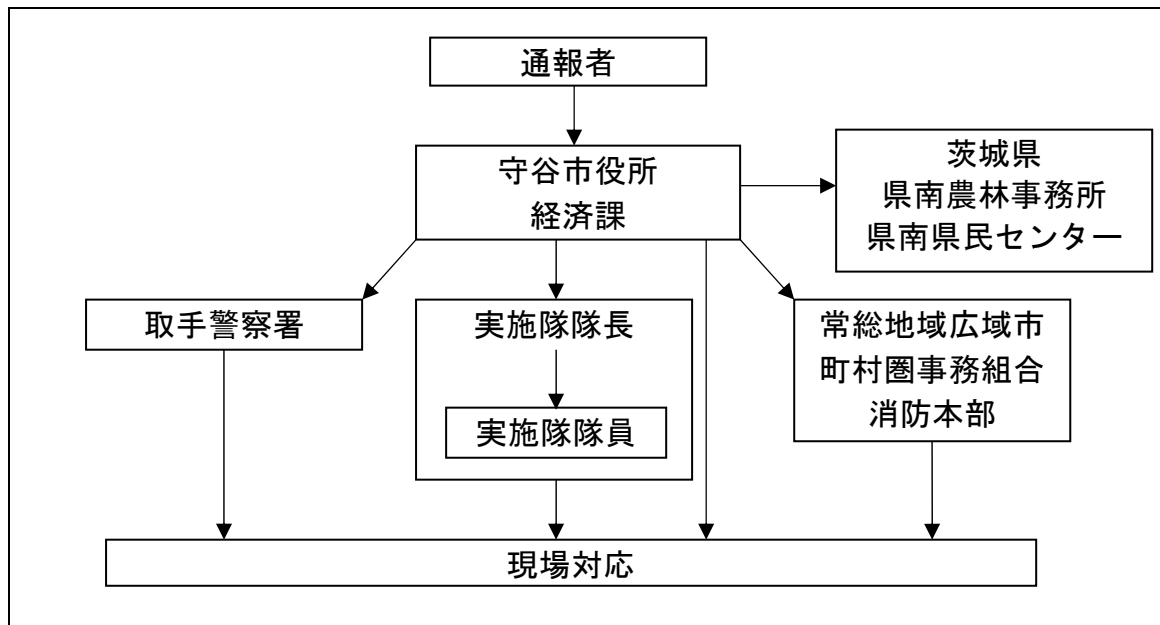
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
守谷市	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起。
茨城県県南農林事務所	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。
茨城県県南県民センター	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。
茨城県猟友会取手支部守谷分会	市と連携した対応及び有害鳥獣の捕獲や追い払い、捕獲指導・助言等。
取手警察署	市民の生命・身体・財産の安全確保を図る。

常総地域広域市町村圏事務 組合消防本部	民の生命・身体・財産の安全確保を図る。
------------------------	---------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、肉は一般廃棄物、骨と皮は焼却施設に持ち込み適正に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の支持を受けており、活用にあたっては、今後の状況を踏まえて検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、

捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	守谷市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
守谷市	事務局担当，連絡調整，広報活動
茨城県猟友会取手支部守谷分会	有害鳥獣の捕獲，農業被害の情報収集
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供，野生動物の生息状況の把握
大八洲開拓農業協同組合	農業被害の情報収集
茨城みなみ農業協同組合	農業被害の情報収集，広報活動
守谷市農業委員会	農業被害の情報収集，広報活動
茨城県県南農林事務所	防除技術指導，被害調査の連携
茨城県県南県民センター	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
取手警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止体制の強化を図るため、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けて、活動内容の具体化や人員確保の調整を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

東京に通勤するための宅地化が進んでいるため、農業者だけではなく、地域住民にも現在の被害状況とその対策への理解が必要であり、鳥獣管理に関す

る広報等の啓発を実施し、地域一体での取組となるよう進める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との意見交換を実施し、市町村を越えた連携体制の強化を図っていく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。